

岩手県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定を受けた施術者が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	廃止した施術所		廃止年月日
	名 称	所在地	
望月 貴夫	東日本治療院	盛岡市大通三丁目3番18号 ホテル東日本盛岡519号	平成23年4月30日